

外務省国際連合局長	大川 美雄君	日本国有鉄道総裁	高木 文雄君
大蔵省主計局長	吉瀬 雄哉君	日本国有鉄道理事	尾関 雅則君
文部省初等中等教育局長	諸沢 正道君	事務官	
文部省大学局長	佐野文一郎君		
厚生省公衆衛生局長	佐分利輝彦君	本日の会議に付した案件	
厚生省医療局長	石丸 隆治君	○理事の辞任及び補欠選任の件	
厚生省社会局長	翁 久次郎君	○昭和五十一年度一般会計予算(内閣提出、衆議院送付)	
厚生省保険局長	八木 哲夫君	○昭和五十一年度特別会計予算(内閣提出、衆議院送付)	
厚生省年金局長	曾根田郁夫君	○昭和五十一年度政府関係機関予算(内閣提出、衆議院送付)	
農林大臣官房長	森 整治君		
通商産業省貿易局長	岸田 文武君		
通商産業省産業政策局長	和田 敏信君		
通商産業省情報局長	熊谷 善一君		
通商産業省機械資源局長	森山 信吾君		
通商産業省計画局長	井上 力君		
官房官房審議官	左近友三郎君	○委員長(八木一郎君) ただいまから予算委員会を開会いたします。	
資源エネルギー局石油部長	住田 正一君	理事の辞任及び補欠選任についてお詫びいたしま	
中小企業庁計画部長	織田 季明君	す。	
運輸省鉄道監督局長	大庭君	木島則夫君から、都合により理事を辞任いたし	
運輸省航空局長	浅尾 宏君	たい旨の申し出がございました。これを許可する	
郵政省人事局長		ことに御異議ございませんか。	
労働大臣官房審議官		〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕	
労働省職業安定局長	吉本 実君	○委員長(八木一郎君) 御異議ないと認め、さよ	
労働省行政局選舉部長	遠藤 政夫君	う決定いたしました。	
事務局側	土屋 佳照君	補欠選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。	
説明員	菊地 拓君	○委員長(八木一郎君) 御異議ないと認めます。	
常任委員会専門員		それで、理事に向井長年君を指名いたしま	
外務省大臣官房領事移住部長	越智 啓介君	す。	
○委員長(八木一郎君) 昭和五十一年度一般会計予算			
昭和五十一年度特別会計予算			
昭和五十一年度政府関係機関予算			
以上三案を一括して議題といたします。			

前回に引き続き、総括質疑を続行いたします。

○源田実君 最初に、憲法の解釈につきまして御質問申し上げたいと思います。

まず、総理にお伺いいたしますが、この憲法どもは、いろいろな点で、その解釈をやつぱり国民だれも容易に理解し、そうしてまた、その解釈の生じないことは好ましいけれども、しかし、直に分裂があっては、はなはだ困ったことになる。ところは、そういうふうに考えるのでござりますが、その点は総理のお考えはいかがですか、お伺いします。

○國務大臣(三木武夫君) 国民に、だれもがよくわかりやすく解釈に疑義の生じないことが源田君の言われるところが、どこの国でも、憲法裁判所をもつてやるときもある、やはり疑惑が生じる場合があると思います。そういうことの疑惑が起つて得る場合があると思います。それが、理想としては、疑惑の起つらぬような憲法であることが好ましいことは、一概論としては言えると思います。

○源田実君 こういう疑惑が起ることば、これは若干あると思います。しかしながら、きわめて重要な問題で國論が大きくなり分裂するということは、はなはだよろしくない。これは憲法そのものについてもわれわれは検討しなきやならない、こういや、あいに考るんですけど、その点、總理いかがお考えになりますか。

○國務大臣(三木武夫君) これはやはり、憲法は疑惑が生じたら直ちに改正ということは、このことは、改正といふものはきわめて厳しい条件を付してあるわけですから。その厳しい条件を付したところは、憲法の改正是世論の成熟を待たなければ、簡単にしょっちゅう憲法改正を持ち出していく。國の基本法に対し、憲法問題が政治の中心の議題になるということは好ましいことでないことは明らかですから、したがって、憲法改正には厳しい条件を付してあることだと思います。どこ

の国でもそうですが、そういうこといろいろな疑義の点があつても、その点はやはり国民の理解と

いちことによつてそつじょうたんを補つていく場合もあり得ると思う。すべに改正といふのは容易でないですから。好ましいことは、そういう疑惑の生じないことは好ましいけれども、しかし、直ちに改正といふことはなかなか容易なことではな

い。そうなりでくると、その解釈をやつぱり国民の理解、國民多数の理解によつて補つていく方法もとらざるを得ない、こう考えております。

○源田実君 朝令暮改は私も贅沢ではございません。しかしながら、非常に重要な問題が長い間にわたって國論の分裂といふようなことを生じておられるような場合には、これは特別にまた考へなきやならぬと考へます。

ところが、この憲法の中で、私は大体旧制中学四年修了程度、一般学力はそれしかありません。あとは専門的な部門に入ったもので、こういふものに對して旧制中学四年修了程度の学力、しかし、そういう非常に学力の程度の低い者が見てはどうにも解釈のできない問題がある。といひの

は、この前文の第一項の中だ、「政府の行為」によつて再び戦争の危機が起ることのないやうにすることを決意し」ということが書いてあります。

この「政府の行為」ということによつて戦争の危機が起ることがないという、この「政府」というものの解釈は、四日に外務大臣がアメリカの広範な意味の政府ということを言わされましたか、これは行政府を指すのか、それとも立法府、司法府、こういふものを全部含めた大きな意味のガバメントを指すのか、この点は、法制局長官、どうお考えですか。

○政府委員(吉岡一郎君) 憲法の前文の第一段に記せます「政府」の意味は、これは狭い意味の行政府を指すのではないで、國家の統治機關全体を指すものとののが、これはもう世界の通説でありますと存じます。

○源田実君 そうすると、この広い意味の政府に入るといふことは、どう考へても思つるの

意味でも同じようになるとと思ひますが、現在の憲法下において、國民の意志に反して戦争

です。そういう危険があるのかどうか、この点ひとつ、これはやはり總理にお伺いしたいと思いますが、それとも法制局長官、どちらでもよろしいです。

○政府委員(吉國一郎君) この前文の第一段で、政府の行為によつて再び戦争の危険が起ることのないやうにすることを決意し」と書じてござりますのは、ただいま申し上げましたように、戦争の主体が国家である、戦争を起すことの決定は国政の運用に当たる国家機関によつてなきれるといふことに着目したからであると考えられるのであります。ただいま申しましては、戦争の主体が国民がかかつて体験したような戦争が現在の解釈であります。

○源田実君 それならば、なぜここに政府の行為によりといた文句が必要なのですか。日本国民は再び戦争といふものをやらないという決意をここと表明するだけで、その方がむしろすつきります。政府の行為によると言ひ、戦争をやるの、政府といふものがおつかりで、これはもうかりできないものである、上ほど監視しなければ危ないことをやる存在である——これはアメリカの独立宣言の中にちよつとういう文句がありますが、日本では、政府の行為によると言ひます。日本では政府が独断で勝手に戦争をやることはもちろんできない。そういうものが、これを見ると、やるかもしないような疑いを持つようになりますが、この点どちら考へになりますか。

○政府委員(吉國一郎君) それは、その前文のその言葉の次に「ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」と書いてございますが、憲法制定の当時における考へ方は、從来の過去の戦争が憲法の手によつて行われ、その結果を日本国民がひとしく受けたといふところに着目をいたしまして、どうしてもそぞらいうこ

とが起ることがないようにしよが、せんぜん國民主権ということを確立することによって選択のそぞらの例が起ることがないようにするところのないやうにすることを決意したものであるということが大なります。私もそのとおり考へます。

○源田実君 そうすると、もう戦後三十年たりた。そして今後また三十年なり五十年なり百年なりた場合には、もう実績が十分出れば、こうした場合に、政府に対しても重大な疑いを持たせるようになります。政府が選んだ政府であつて、それをみずから疑うといふような形のものについては再検討を要すると思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員(吉國一郎君) この憲法の前文にしることは、自分らが選んだ政府であつて、それをみずから疑うといふような形のものについては再検討を要すると思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員(吉國一郎君) この憲法の前文が、まあ他の法律にも前文が入つてゐるもののがございませんが、憲法なりあるいは重要な法律を制定するいわば動機となつた立法者の意志を表明するためでございまして、日本国憲法第七十三条には「将来此ノ憲法ノ条項ヲ改正スルノ必要」云々と、これが条項なんですね、条項であることは御指摘のとおりでございます。たゞ、政府といつては、これはあくまで旧日本帝国憲法第七十三条の改正手続によつて日本帝國憲法が改定された後のこととは、自分らが選んだ政府であつて、それがどうももう一つは、七十五条には「憲法及皇室典範ハ憲法ヲ置クノ間之ヲ変更スルコトヲ得めでございまして、日本國憲法が改めたものであると考へております。

○源田実君 私は、いまも言いましたように、法理的には矛盾はないかもしません、しかし、道徳的といふか、七十三条だけ使って、でき上がつたらずほつと親の方は切り離してしまつといふ、こうした考へ方はわれわれ日本民族の伝統的の考へ方の中にはないと思ひますが、これはいかがでしょうか。

○政府委員(吉國一郎君) ただいま申し上げましたように、日本國憲法第七十三条では、憲法の改正手続を定めております。その改正手続にございまして、新たに憲法を制定するということになればこれは別問題でござりますが、日本國憲法が存続する限り、この憲法制定の由來を示した前文はそのまま存續して何ら差し支えのないものであると思つております。

○源田実君 次に、ここに憲法制定の原理が書いてあります。それから「これに反する一切の憲法、法令及び誥勅を排除する」というのがあります。

ところが、私は、ちよつとこれは法律的には問題ないかもしれないが、道義的な意味から言ひまし

は借り物的な概念を与えるようなこの表現方法

は、はなはだどうも納得できないんですが、納得できるでしようが、これは。

○政府委員(吉國一郎君) 新憲法の制定と申しますか、日本國憲法の制定が法理論的にどういふかたい決意を表明したものであるということが大方の憲法学者の解釈でござります。私もそのとおり考へております。

○源田実君 そうすると、もう戦後三十年たりた。そのとおり考へます。

○源田実君 たゞ、そのとおり考へます。

○源田実君 たゞ、このとおり考へます。

考えております。

○源田実君 こういふ問題、長く、よく私が納得

できるように説明していただく時間もありません

から、ここんでこれは切りますけれども、この新憲法ができたのは旧憲法七十三条であるが、その七十三条には「将来此ノ憲法ノ条項ヲ改正スルノ必要」云々と、これ、条項なんですね、条項であることは御指摘のとおりでございます。たゞ、政府といつては、これはあくまで旧日本帝国憲法第七十三条の改正手続によつて日本帝國憲法が改定された後のこととは規定があることは、自分らが選んだ政府であつて、それをみずから疑うといふような形のものについては再検討を要すると思いますが、いかがでしようか。

○源田実君 たゞ、そのとおり考へます。

○源田実君 たゞ、このとおり考へます。

</